

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和6年11月15日

-第77号-

通信販売はクーリング・オフできません!

相談事例

子どもが通販サイトでジャージを注文した。届いた商品は、ロゴマークの色を間違えて注文してしまっていた。サイトには「クーリング・オフはない。返品は送料自己負担」との記載がある。今回は明らかに自己都合の返品になるとは思っているが、本当にクーリング・オフできないのか?



アドバイス

- クーリング・オフとは、いったん申し込みや契約の締結をした場合でも、頭を冷やし冷静に考え直す時間を与え、**一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる**という制度です。
- 対象となるのは、**主に訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘**により消費者が冷静な判断ができない中で結んだ場合の契約なので、自分の意志で商品を選んで購入する**ネット通販や店舗での買物ではクーリング・オフできません**。
- ネット通販などの通信販売を利用して返品や交換をしたいときは、通信販売業者が定めている返品・交換の可否や条件についての特約に従うことになります。
- 困ったときは、お近くの**消費生活センター**に相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

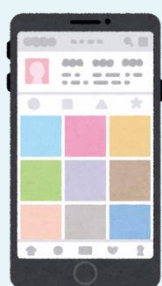
※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

「闇バイト」募集に注意!

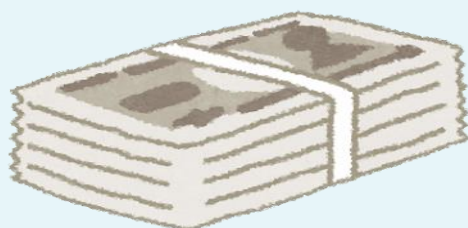
SNSで実行犯メンバーを集めて強盗やうそ電話詐欺などの犯罪に加担させる事案が全国的に発生しています!

「ホワイト案件」「即金」

「荷物の受取・運搬」



「簡単」「高収入」



「闇バイト」に応募する際、**身分証の提示を求められ、一度でも加担すると「犯罪に加担したことを周囲にバラす」と脅される**などして、辞められなくなります。

応募した後に「犯罪を行う闇バイト」とわかった場合は**勇気をもって、すぐに警察に相談してください。**

消費者ホットライン「188番」

分かる ①
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②
お住いの地域を選択
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または
山口県消費生活センター等に繋がります

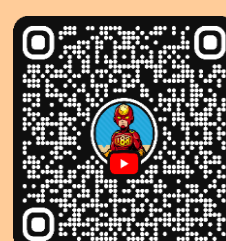
SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube